

「相模原市人工呼吸器使用者非常用電源給付事業」について

1 相模原市人工呼吸器使用者非常用電源給付事業について

本事業は、常時又は睡眠時継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群の治療のためのC P A P使用は除く。）を使用している在宅の方を対象とした非常用電源装置等（以下、「非常用電源」と記載。）の購入に係る費用を給付する事業です。

2 手続きに関わるポイント

- ①購入後は給付の対象となりません。購入前に見積書を発行し利用者へお渡しください。
- ②利用者が市役所へ申請してから給付決定するまでに1～2週間程度を要します。
- ③給付決定の後に納品し、その後、販売店から市へ公費負担分の金額を御請求いただきます。

3 対象となる非常用電源

種目	機器要件	耐用年数	給付上限額
正弦波インバーター発電機	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源（蓄電池）	利用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	80,000円
DC/ACインバーター（カーインバーター）	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	45,000円

※給付決定前に購入した非常用電源は給付対象外です。

<注意事項>

- (1) 擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は給付の対象外となります。
- (2) 特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
 - ・日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ・電気用品安全法の適合検査に適合した（P S Eマークが付いている）製品であること
- (3) 非常用電源の維持に要する費用（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、給付の対象外となります。

(4) 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性がありますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。特に、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までには行っておりませんので注意が必要です。

(5) ポータブル電源(蓄電池)については、診療報酬の対象となったものは給付対象外です。

4 給付額（請求額）について

給付上限額は、非常用電源の種目により「2 購入費の対象となる非常用電源」の表に記載のとおり定めており、給付上限額と非常用電源の購入に要する費用のいずれか低い額が給付基準額となります。

また、利用者が負担する自己負担額については、次のとおりとなります。

- ・生活保護受給世帯及び市町村民税が非課税である世帯 給付基準額までは0円
 - ・市町村民税が課税されている世帯(給付決定者が18歳以上の場合は本人及び配偶者とし、18歳未満の者である場合は本人が属する世帯) 給付基準額内の購入に要する費用のうち1割
 - ・給付上限額を超える額は、課税状況に関わらず自己負担
- (例) 市民税課税世帯で150,000円の正弦波インバーター発電機を購入した場合
給付上限120,000円×0.9=108,000円を市が負担 残りの42,000円が自己負担

給付決定後に販売店(業者)に郵送される給付券に利用者が支払う自己負担額と相模原市が支払う公費負担額が記載されています。

自己負担額は、直接利用者に請求してください。

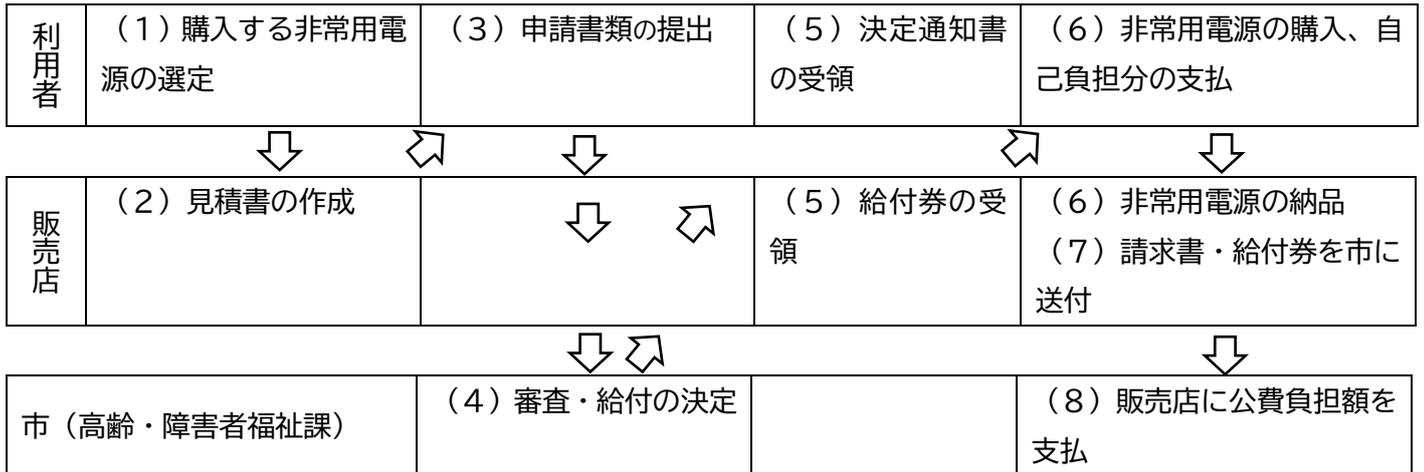
自己負担額がない場合には、申請者への請求は不要です。

公費負担額は市に請求してください。

<注意事項>

- ・給付の対象になるのは、同種目、他種目問わず1つまでです。
- ・給付決定された後に申請者からの取下げ申請があると、決定取消となる場合があります。

5 手続きの流れ



【給付申請まで】 ※給付決定前に購入した非常用電源は給付対象外です。

(1) 購入する非常用電源の選定

販売店（業者）は、本事業の性能要件を満たす非常用電源であることを確認し、併せて人工呼吸器を在宅で使用する対象者及び家族等が、安全に使用可能となるよう、使用方法等の説明・助言を丁寧をお願いします。

(2) 見積書の作成

販売店（業者）は、給付を希望する非常用電源の見積書（第2号様式 別紙記入例参照）を作成します。給付対象者欄には、実際に人工呼吸器を使用するの方の氏名を記入します。販売店（業者）の欄には、納品後の請求者に合わせるようをお願いします。

見積書のほか、カタログのコピー等、製品の概要、仕様が分かる資料を必ず添付します。

(3) 申請書類の提出

利用者の方が、非常用電源を購入する前に販売店（業者）が作成した「見積書」等の必要書類を相模原市高齢・障害者福祉課に持参または郵送にて提出します。

【給付決定から】

(4) 市の審査・給付の決定

(5) 決定通知書・給付券の受領

市は、受領した申請書類の審査を行い、給付を決定した場合には、申請者に決定通知書（第4号様式）を、販売店（業者）に給付券（第5号様式）を郵送します。

なお、給付を却下する場合は、却下決定通知書を送付します。

(6) 非常用電源の納品、自己負担分の受領

利用者が決定通知書を販売店（業者）に持参するので、決定通知書に記載されている業者名称や業者住所が、適正であるか確認します。

確認後、非常用電源を利用者へ納品し、給付券の給付決定者記入欄に記載を依頼します。

納品後、自己負担額がある場合には、利用者から自己負担額を受領し、給付券の納入業者記入欄に受領した旨を記載します。自己負担額がない場合は、納入業者記入欄は空欄にします。

なお、給付決定された後に申請者からの取下げ申請があると、決定取消となる場合があります。

(7) 請求書・給付券を市に送付

販売店（業者）は、次のものを揃えて市担当課へ提出します。

①請求書 様式任意。請求日、販売店の所在地、名称（代表者の役職及び氏名）、請求額（公費負担額）を記入します。

請求者は販売店（業者）の記載に合わせる。代表者印の押印は任意です。

②給付券 給付決定者記入欄及び納入業者記入欄（自己負担額がある場合のみ）に記載済みの給付券を提出します。

③支払金口座振替依頼書 市に債権者登録をしていない場合のみ

※市HPで検索、ダウンロードできます。

(8) 販売店に公費負担額を支払

市は、提出された請求書等を受領してから 30 日以内に指定の口座へ、公費負担額をお支払いします。

【問い合わせ・申請先】

相模原市 高齢・障害者福祉課 障害福祉班

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

電話：042-707-7055 FAX：042-759-4395